

東広島市職員の子育てに関する制度について

(県費負担教職員を除く)

平成 2 7 年 3 月現在

東 広 島 市
東 広 島 市 議 会
東 広 島 市 消 防 局
東 広 島 市 水 道 局
東 広 島 市 教 育 委 員 会
東 広 島 市 選 挙 管 理 委 員 会
東 広 島 市 監 査 委 員 会
東 広 島 市 農 業 委 員 会

【出産・育児に対する制度に関する手続方法等について】

時期	種別	制度や取り組み	内容
【妊娠・出産期】	休暇	妊婦健康診査に係る措置	<p>●必要と認められる日（又は時間）に、特別休暇を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠満23週まで・・・4週間に1回 ・妊娠満24週～満35週・・・2週間に1回 ・妊娠満36週～出産・・・1週間に1回 ・出産後1年間・・・その都度必要と認められる日又は時間 <p>【申請方法】庶務システム＞妊娠出産休暇申請＞妊婦健康診査 【添付書類】1回目の申請時に、出産予定証明書（写しも可）を添付</p>
	休暇	妊婦の通勤緩和措置	<p>●妊娠中の職員が通勤する場合で、通勤時に交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認められる場合に取得出来ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲で必要と認められる時間 <p>【申請方法】庶務システム＞妊娠出産休暇申請＞妊婦通勤緩和 【添付書類】1回目の申請時に、出産予定証明書（写しも可）を添付</p>
	休暇	産前休暇	<p>●出産予定日の8週間（多胎の場合は14週間）前から取得することができます。（<u>出産の日を含みます</u>）</p> <p>【申請方法】庶務システム＞妊娠出産休暇申請＞産前 【添付書類】医師または助産師の出産予定証明書（写しも可）を添付</p>
	休暇	産後休暇	<p>●出産の日後8週間（産前休暇が6週間に満たなかった場合は、その期間を加えた期間）を取得することができます。</p> <p>【申請方法】庶務システム＞妊娠出産休暇申請＞産後 【添付書類】医師または助産師の出産証明書（母子手帳の「出生届出済証明」の写しも可）を添付</p>
		【共済】 出産費用の支給	<p>●出産1件につき、420,000円を支給します。出産費（家族出産費）は共済組合が医療機関に直接支払う「直接支払制度」を利用することができます。</p> <p>【申請方法】HGHねっと＞職員課情報＞各種様式（職員課・職員互助会・共済・慶弔）＞「共済組合」関係の手続様式等にある次の書類を職員課に提出</p> <p>直接支払制度を利用する場合 【申請書類】「出産費・家族出産費内払支払依頼書兼差額請求書」 【添付書類】直接支払制度を利用した旨が確認できる合意文書（写し）及び出産に要した費用の詳細を記した書面（写し）</p> <p>直接支払制度を利用しない場合 【申請書類】「出産費・家族出産費請求書（様式6号）」 【添付書類】直接支払制度を利用しない旨が確認できる合意文書（写し）及び出産に要した費用の詳細を記した書面（写し）</p>
	休暇	配偶者の出産	<p>●配偶者の出産予定日の前日から、出産の日後2週間を経過するまでの間に、取得することができます。</p> <p>【取得上限】2日 【申請方法】庶務システム＞妊娠出産休暇申請＞配偶者の出産 【添付書類】配偶者の出産予定日または子の出産日の確認できる書類（写しも可）を添付</p>

時期	種別	制度や取り組み	内容
【育 児 期】	休暇	育児参加休暇	<p>●配偶者が出産する場合で、小学校就学前の子（この出産による子を含む）を養育するために勤務しないことが相当である場合は、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産の日後8週間の間に取得することができます。</p> <p>【取得上限】5日</p> <p>【申請方法】庶務システム＞妊娠出産休暇申請＞育児参加</p> <p>【添付書類】配偶者の出産予定日または子の出産日の確認できる書類（写しも可）を添付</p>
	休業	育児休業 （無給）	<p>●3歳未満の子を養育するために任命権者の承認を受けて育児休業することができます。</p> <p>【期間上限】養育する子が3歳に達するまでの期間</p> <p>【申請方法】庶務システム＞育児休業承認請求書</p> <p>※育児休業を始めようとする日の1ヶ月前までに申請しなければいけません。</p> <p>【添付書類】医師または助産師の出産証明書（母子手帳の「出生届出済証明」の写しも可）を添付</p>
		育児休業の改正点 （平成22年6月30日～）	<p>●配偶者の育児休業等の状況による制限撤廃 職員は、配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無に関わらず、育児休業を取得することができます。</p> <p>●産後パパ育休 子の出生の日から産後8週間の期間内に、最初の育児休業を取得した職員は、特別な事情がなくても、再び育児休業をすることができます。 （産後パパ育休は、出生後8週の期間にある子の養育をする場合に限りです。）</p> <p>●職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした場合は、夫婦が交互に育児休業したかどうかに関わらず、復帰して3ヶ月経過後に再度の育児休業をすることができます。</p>
		【共済】 育児休業手当金	<p>●育児休業の開始の日から、当該育児休業に係る子が1歳（次のいずれかの事情がある場合は、1歳6ヶ月）に達する日までの期間を対象に、育児休業手当金の支給を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に入所を希望しているが、入所できない場合 ・子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降の子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等により子を養育することが困難となった場合
	勤務形態	育児短時間勤務 （勤務時間に応じて給与が減額されます）	<p>●小学校就学前の子を養育するため任命権者の承認を受けて、育児休業法に定める形態により当該職員の希望する日または時間において勤務することができます。</p> <p>【期間上限】養育する子が小学校就学に達するまでの期間</p> <p>【申請方法】HGHねっと＞職員課情報＞各種様式＞「職員課」関係の手続き様式等＞育児短時間勤務承認請求書</p> <p>※育児短時間勤務を始めようとする日の1ヶ月前までに申請しなければいけません。</p> <p>【添付書類】医師または助産師の出産証明書（母子手帳の「出生届出済証明」の写しも可）を添付</p>

時期	種別	制度や取り組み	内容
【育 児 期】	勤務 形態	部分休業 (無給)	<p>●小学校就学前の子を養育するために請求した場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分単位で休業することができます。</p> <p>【期間上限】養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間</p> <p>【取得上限】2時間/日</p> <p>【申請方法】HGHねっと > 職員課情報 > 各種様式 > 「職員課」関係の手続き様式等 > 部分休業承認請求書</p> <p>※部分休業は、承認期間内に毎日取得しなければいけないものではありません。業務の都合により、取得しないこともできます。</p> <p>※部分休業を取得する場合は、前記による申請とは別に庶務システムによる申請が必要です。</p> <p>庶務システム > 部分休業請求申請</p> <p>※部分休業の承認を受けた場合は、翌月の5日までに部分休業実績報告書を提出してください。</p> <p>【添付書類】部分休業承認請求書に添付してください。</p> <p>医師または助産師の出産証明書(母子手帳の「出生届出済証明」の写しも可)を添付</p>
	休暇	家族看護休暇	<p>●子、配偶者又は父母の看護(けが又は疾病により、その者の世話をを行うこと)を行うため、勤務しないことが相当と認められるときに取得できます。</p> <p>【期間上限】小学校就学前:5日(看護を要する者が2人以上のときは10日) 上記以外 :3日</p> <p>【申請方法】庶務システム > 休暇届申請 > 家族看護休暇</p> <p>【添付書類】医師の診断書(病院の領収書の写し、薬袋(原本)も可)を添付</p> <p>小学校就学前の子に予防接種や健康診断を受けさせるために付き添う場合も対象となります。</p>
	休暇	介護休暇 (無給)	<p>●次に掲げる者が、けが、疾病、老齢によって日常生活を営むのに支障があるために介護を要する場合で、その者を介護するために勤務しないことが相当であると認められるときに取得できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子、配偶者、父母、配偶者の父母のほか、2親等以内の親族 ・次にあげる者であって、職員と同居しているもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 父母の配偶者 (2) 配偶者の父母の配偶者 (3) 伯叔父母 <p>【取得単位】1日または1時間単位(時間取得の場合は始業時間又は終業時間に連続した時間で、一日4時間以内)</p> <p>【期間上限】6ヶ月以内</p> <p>【申請方法】庶務システム > 休暇届申請 > 介護休業請求申請</p> <p>【添付書類】医師の診断書を添付</p>
	【共済】 介護休業手当金		<p>●職員が家族の介護のため初めて休業を請求するときに、一括して2週間以上の介護休業を請求し、給与条例に基づいて給料が支給されない場合は、休業開始から3ヶ月以内の期間につき、介護休業手当金の支給を受けることができます。</p> <p>【申請方法】庶務システム > 休暇届申請 > 介護休業請求申請</p> <p>【添付書類】医師の診断書を添付</p>

時期	種別	制度や取り組み	内容
【育児期】	休暇	職員の生後満1年に達しない子の養育（通称：育児時間）	<p>●授乳や保育所等への送迎など、子の保育のために請求したときは、1日2回、各30分取得することができます。</p> <p>【期間上限】保育する子が1歳に達するまでの期間</p> <p>【申請方法】庶務システム＞妊娠出産休暇申請＞育児時間</p> <p>【添付書類】対象となる子の出生日を確認できる書類（写しも可）</p>

※休暇等の制度について抽出しています。その他の手続きについては、職員課情報をご覧ください

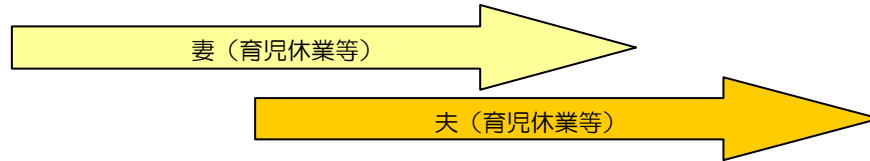
【資料1】育児休業ってどんな制度？

育児休業は、子の養育をするために休業することができる制度で、育児休業を開始した時に就いていた職を保有しながら、職務に従事せず、子育てに専念することができるものです。

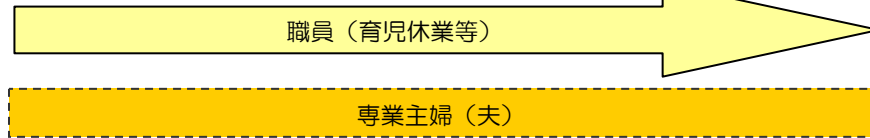
1 育児休業の要件

配偶者の就業の有無や、育児休業の有無等に関わらず、育児休業することができます。

①配偶者が育児休業、育児短時間勤務、部分休業をしても休業可能



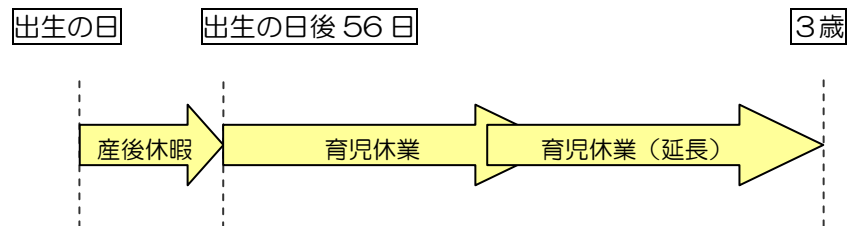
②配偶者が専業主婦（夫）であっても休業可能



2 休業可能期間

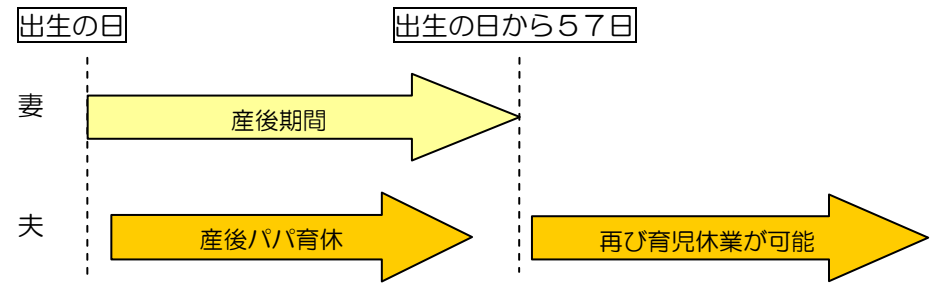
養育する子が3歳に達する日までの期間において育児休業できます。

なお、育児休業の期間は、1回に限り延長することができます。



3 産後パパ育休

子の出生の日から、産後8週間の期間（出生の日から57日間）において、最初の育児休業を取得した職員は、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができます。



4 再度の育児休業等ができる要件

夫婦が交互に育児休業したかどうかに関わらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした場合は、復帰して3ヶ月経過した後に再度の育児休業をすることができます。



【資料2】育児短時間勤務ってどんな制度？

育児短時間勤務は、常勤職員として勤務しながら「小学校就学前の子」の育児を行うことができる制度で、育児休業法に定める勤務形態により、職員の希望する日または時間に勤務することができます。

1 週休日：日曜日及び土曜日

勤務時間：1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1を乗じた時間

(例) 1週間あたり38時間45分勤務の職員の場合

日	月	火	水	木	金	土
週休日	3時間55分勤務	3時間55分勤務	3時間55分勤務	3時間55分勤務	3時間55分勤務	週休日

2 週休日：日曜日及び土曜日

勤務時間：1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に8分の1を乗じた時間

(例) 1週間あたり38時間45分勤務の職員の場合

日	月	火	水	木	金	土
週休日	4時間55分勤務	4時間55分勤務	4時間55分勤務	4時間55分勤務	4時間55分勤務	週休日

3 週休日：日曜日及び土曜日及び、月曜日から金曜日までのうち2日を週休日として指定（週休4日）

勤務時間：1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じた時間

(例) 1週間あたり38時間45分勤務の職員の場合

日	月	火	水	木	金	土
週休日	7時間45分勤務	週休日	7時間45分勤務	週休日	7時間45分勤務	週休日

4 週休日：日曜日及び土曜日及び、月曜日から金曜日までのうち2日を週休日として指定（週休4日）

勤務時間：2日については1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じた時間、
1日については1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1を乗じた時間

(例) 1週間あたり38時間45分勤務の職員の場合

日	月	火	水	木	金	土
週休日	7時間45分勤務	週休日	3時間55分勤務	週休日	7時間45分勤務	週休日

5 その他条例で定める勤務の形態

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、1週間あたりの勤務時間が「19時間25分」「19時間35分」「23時間15分」又は「24時間35分」となるよう勤務
- (2) 4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、1週間あたりの勤務時間が「19時間25分」「19時間35分」「23時間15分」又は「24時間35分」となるよう勤務

妊娠・出産・育児に関する休暇制度

